

医業トピックスQA

今月の院長先生からの質問



Q

一週間前に採用した非常勤の訪問看護師が、やっぱり辞めたいということで突然なくなりました。

採用後は同行させたり、外来の見学にもきて頂きましたが、時給も勤務を継続してもらうことを前提に高めです。この間の賃金は払わないといけないのでしょうか？また、出勤日も決まっているのに変わりがおらず困っています。何か本人に制裁は加えられないのでしょうか？

A

ご質問の件ですが、残念ながら雇った以上、突然来なくなっても既往分の賃金は払う義務が生じてしまいます。それは見学も一緒に、先生が命じて見学にこさせたのであれば賃金が発生します。

ただし、労働基準法第 9 1 条に制裁規定があり、賃金の総額の 10% を制裁金として控除することは可能です。

また、このようなことが今後発生しないようにするには、入社時に誓約書を書いてもらうという方法もあります。例えば、「1 か月前に院長に、文書で退職理由を書いて提出する、1 か月前に提示がなければ、当院が被った損害金相当額を請求させていただく場合がある」などです。

ただし、10% 以上控除すると 9 1 条に触れてしまいますので、超える金額は、一度賃金を払ってもら（請求する）という形でないとこの手は使えません。

法律の範囲内で制裁を行うには、これぐらいしかできないようです。

今月の時事ニュース

『診察後 24 時間超の死亡診断書の交付を明示』 ～厚労省～

厚生労働省は、医師法 20 条の解釈に関して都道府県に通知した。通知では、生前の診察から 24 時間超が経過し、患者の死亡に立ち会っていない場合でも、その後の診察で、過去に診察した傷病の関連死と判定できる場合は、かかりつけ医が死亡診断書を交付できることを明示している。

法律の条文では、24 時間以内に患者が死亡した際の死亡診断書交付に関するただし書きに、生前に診察した傷病に関連する死亡であれば、その時間内に改めて診察しなくても交付を認めるものであるとしている。

その一方で、死亡から 24 時間超が経過した後診察を行った際も、生前の傷病との関連が判定できなければ、検案を行うことになるとし、死体に異常が認められれば、警察に届けなければならないとしている。

民主党の梅村聡氏から「24 時間以内に診察していなければ、死亡診断書が書けないという誤解、警察に届けなければならないという誤解が広がっている」などと指摘があり、厚労省の辻泰弘副大臣が、法律の解釈通知を出す意向を示していた。